

令和2年6月22日
株式会社 但馬銀行

「Bank Pay 取引規定」の改定について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当行では、スマホ決済サービス「Bank Pay」のサービス拡充に伴い、下記のとおり取引規定を改定いたしますのでお知らせいたします。

なお、改定後の新規定は、改定前からお取引いただいているお客さまに対しても適用させていただきます。

記

1. 改定する取引規定

[Bank Pay 取引規定](#)

※改定箇所は、こちらからご確認いただけます。

2. 主な改定内容

	追加項目	改定の概要	該当箇所
1	非対面取引を考慮した記載の追加	非対面（ECサイト等）取引を考慮し、「BankPay 取引サイト」、「利用者アプリ等」を新たに定義し、各条文を修正	➤1条(1) ➤3条(1)(2) 等
2	継続課金を考慮した記載の追加	継続課金（例：サブスク利用料等）開始に伴い、これを考慮した記載を追加	➤4条(2)
3	立替方式を考慮した記載の追加	立替方式※の記載を追加 ※新たなサービススキームへの対応を想定した記載の追加	➤1条(1)④ ➤1条(2) ➤4条2
4	利用者保証範囲を限定する記載の追加	日本電子決済推進機構所定の使用によるQRコードなどを利用した取引以外のものにより生じた損害の補償については、BankPay 提携アプリ等提供者と利用者間で解決する旨を追加	➤10条

3. 改定日

令和2年7月1日（水）

以 上

＜本件に関するお問い合わせ＞
但馬銀行 総務部（業務企画課）
0796-24-2111（代表）
受付時間／9：00～17：00（ただし、銀行休業日を除く）